

## 関係団体グループヒアリング（6/28）での質問事項等一覧

	当事者・家族団体からの質問	市回答
1	パンフレット等を作成するのであれば、障がい者団体など身内だけに配っても仕方ない。回覧などで市民に行き渡るように、総代会へ依頼してほしい。	条例制定後、施策の一つとして検討していきたい。
2	条文は他市のものをたたき台にするのか、市独自で作成するのか？	パブリックインボルブメントの手法を取り入れているため、条文は本日のグループヒアリング等を経て、第2回のヒアリングまでに作成予定。特に条文名や前文については、当事者の声を盛り込みたいため、第2回までに検討しておいてもらいたい。
3	本人からの伝達手段が乏しいため、認定調査員でも本人に理解する能力があることを知らないことがある。スマートフォンなども普及してきており、ツールの使い方が重要になっていくのではないかな。	了解した。
4	愛知県は手話言語とコミュニケーションをひとつの条例としているのになぜ分けるのか。	手話は言語であるということと、多様な特性（障がい）へのコミュニケーション手段への理解・普及では目的が異なり、同一条例とした場合、趣旨が薄まりわかり難くなると考えており、別条例としたい。
5	豊橋市の条例パンフレットの発達障がいと知的障がいのコミュニケーション手段は読んでもよくわからない。どちらも同じようなことが書かれているが、実際は異なる部分も大きい。医ケア児や重度知的障がいでも本人にも意思があるのに、伝える手段の問題などで、区分調査の際に家族ばかりに質問して本人へ質問をしない。	本市のパンフレットを作成する際には研究した上で記載したい。
6	聴覚障がい等が取り上げられがちだが、知的障がいや発達障がいのことも考えてもらいたい。わかりやすい言葉でゆっくり根気強く言ってもらえれば理解できるということを市民の方々にも浸透してほしい。また、できるだけ図解など用いて伝えることも重要と思う。	了解した。
7	神戸市では以前から電車や公営バスに、知的障がい者は跳んだりねたりすることがあるなどのポスターが貼られていた。最近は病院などでも貼られている。岡崎市でもそういった啓発活動を進めてほしい。	条例制定後、施策の一つとして検討していきたい。
8	障がい者雇用において、一言に障がい者と言っても、精神障がい者は波があって長時間労働が苦手、知的障がい者は体力はあるなどの特性がある。そういったことを企業にも浸透して欲しい。	了解した。

9	豊橋市の条例パンフレットの内容も少々古く感じる。 精神障がいや病識が無い人も多く、親が子供を病院に連れていくところから始まり、その後親子がどうコミュニケーションを取るかという課題もある。 また、発達障がい・高次脳機能障がいなど多様で必要となるコミュニケーション手段も異なる。この辺りにも配慮してほしい。	了解した。 市の事務職員も約2,000人いるが、福祉に携わっていない職員もあり、さらに岡崎市民は約38万人いる。これだけの方々に認識してもらうためのスタートがこの条例だと思ってもらいたい。
10	障がいがあるからと言ってわからないと決めつけられないことが必要。手段については難しいが...	了解した。
11	国が障害者アクセシビリティ法を作った後に、市が条例を作る必要があるのか？聴覚障がい者としては、手話言語条例と一体化されることを危惧している。別で条例を作ってもらいたい。	手話言語条例は手話が言語であるという趣旨であり、コミュニケーション手段とは目的等も異なる。それぞれを尊重したいという思いからコミュニケーション条例との一体化は考えていない。障がい者施策として両輪として機能してもらいたいという気持ちはあるが、市民への周知等の施策はどちらも並行して行っていきたいと考えている。
12	兵庫県明石市では障がい者への合理的配慮の条例を作っている（点字メニューを作ったりバリアフリー改修を行った事業者への補助金等）。障害者差別解消法が作られたが差別は無くなっていないため、合理的配慮の条例を作るという意見を出したい。来年からは、民間でも取組が義務となるため、コミュニケーション条例より先に制定してほしい。 (他団体からは、コミュニケーション条例を必要としている人達もあり、自分達に必要なから他の条例をというのはおかしいとの異論あり)	障がい者差別も重大な問題と考えており、明石市の合理的配慮に関する条例も興味深い。今回のコミュニケーション条例も数年間をかけて調査・研究を行った上で今回の制定へ向けた動きとなっている。行政はスピード感が無いと思われるかもしれないが、合理的配慮については、今後、調査等を行っていくということで理解してもらいたい。
13	兵庫県の明石市や尼崎市では先進的な取り組みが進められている。岡崎市でも障がい福祉課に手話通訳士のコーディネーターやろう者の生活を良くするための施策を考えるような担当者を設置してほしい。	今後の参考にさせていただく。
14	手話言語条例を制定して約1年が経過したがどのような状況か？ 当事者団体と連携した取組は出来ているのか？	当事者団体と定期的に協議を行っており、昨年度は職員向けの研修や市政だよりでの特集記事の掲載などを行った。今年度は加えて市民向けの研修会の開催なども予定している。
15	施策に関する要望を提出したい。	今回は条例の制定に向けたヒアリングのため、情報共有した上で参考にさせてもらう。
16	市民税課へ源泉徴収に関する相談に行った際に、対応は非常に丁寧だったが、書類も筆談の際のメモも字が小さくて苦労した。もう少し配慮してもらえるとありがたかった。	担当課に伝えるが、このような課題を庁内全体に共有するためにもコミュニケーション条例は有用と考えている。

## 障がい者自立支援協議会（7/25）での質問事項等一覧

	委員からの質問	市回答
1	<p>コミュニケーション手段に関係する話として、国で読書バリアフリー法が制定され、県内約半数の市の図書館でも電子書籍に関する取組が進んでいる。岡崎市はまだと思われるため、是非、この部分でも取組を進めてほしい。</p>	<p>（後日、中央図書館へ委員からの意見を伝えた上で確認） 近年、他市で電子書籍の取組が進んだ理由は、コロナ禍における一時的な対応という側面が強い。図書館で利用可能な電子書籍はまだ冊数も少なく課題も多い。現状では慎重に考えているとの回答。</p>
2	<p>コミュニケーション条例という条例名を含め、国・県・他市の条例名を見ても曖昧を感じる。特に、他市でも「コミュニケーション」という言葉が多く使用されているが、「コミュニケーション」とは何だろう？と思わされる。</p>	<p>議題の岡崎市コミュニケーション条例の後に「（仮称）」が付いているように、本市でも「コミュニケーション」という言葉を使用するかは未定。正式な名称は関係団体へグループヒアリングで意見を聴きながら決定していきたいと考えている。</p>
3	<p>コミュニケーションは1人では成り立たず、発信者と受け手の相互で成立する。障がいの特性にもよるが、この部分が豊橋市の条例パンフレットでは不十分に感じるため、もう少し丁寧に記載してもらいたい。</p>	<p>パンフレットを作成する際に参考にさせていただく。</p>
4	<p>大学ではインクルーシブに講義を行っているが、障がいのある学生の多くがデジタル機器を活用している。50年先も通用する条例にという意図はわかるが、もう少しデジタルの部分を取り入れてもらった方が良いかと思う。</p>	<p>デジタル機器の部分は基本的には条例パンフレットで記載としたいと考えているが、今後、パブコメも予定しており、条文の記載についても整理して検討していきたい。</p>

## 第2回関係団体グループヒアリング(8/25)での質問事項等一覧

	当事者・家族団体からの質問	市回答
1	市の条文の素案は国のアクセシビリティ法と似ている。岡崎市民も日本国民に含まれており、ほとんど重なってしまうのではないかと。	国の法律と重なっている部分があるのは確かだが、岡崎市においても独自の条例を作ることは、障がい者へのコミュニケーション手段へ配慮する必要があるという意識を持ってもらうために効果がある。 また、庁内においても障がい福祉課だけでなく市全体が障がい者への認識を持つ、更には予算上の確保に繋げる点でも効果的と考えている。 現在の素案はあくまで案であり、本日のヒアリングで岡崎市独自の要素などに関する意見が出れば、是非加えていきたい。
2	第2条(2)にコミュニケーション手段が例示されているが、盲ろう者のために触手話を加えてほしい。豊橋市の条例では抜けているが、大府市の条例では例示されている。	触手話を加えることについて、前向きに検討したい。
3	条文の素案について、手話言語条例を基に作ったということで、聴覚障がい者に寄りすぎているように感じる。 別の視点から作った方が良かったのではないかと。	コミュニケーション条例の素案について、条文の構成は手話言語条例をベースにしているが、基本理念等については独自のものとなっている。別の視点を加えるということであれば、本日のヒアリングなどで意見として貰えれば今からでも可能である。
4	①市民にわかりやすい条例名にしてほしい 既に条文に入っているが社会的障壁を除くということが重要 基本理念に「コミュニケーションには障がい者と障がいがない人双方の努力によって成立する」という部分が入ると良い 愛知県のようにわかりやすいパンフレットも作ってほしい コミュニケーション手段に関する専門部会も作ってほしい	本日のヒアリングで各団体の意見を聴く予定 素案にも加えてある 基本理念に加えられるか検討したい パンフレットを作成予定 専門部会を作るか、いずれかの専門部会のテーマとするかなど検討したい
5	パンフレットを作成するのであれば、知的障がい者の子どもにもわかるようイラストを入れる、点字にも対応するなど検討してほしい	前向きに検討したい
6	現在の日本には障がい者だけでなく外国人も大勢いる。コミュニケーション手段に困っているのは同様であり、豊田市のような幅広い条例とした方が市民への影響力も広まるのではないかと。	豊田市のような幅広い条例とすることも検討したが、すべて含めると対象がぼやけて薄まってしまう。岡崎市では、対象を明確化した上で条例を作成したいと考えている。
7	パンフレットを作成するのであれば、何ページもあると皆読まないため、出来るだけ字を大きくわかりやすいものにしてほしい。	(意見のため省略)

8	話す努力と聞く努力、その双方があってコミュニケーションというものは成立する。いかに自分が一生懸命伝えようとするか、相手がちゃんと聞こうとするかで大きく変わるということを市民へ伝えてほしい。	(意見のため省略)
9	素案第6条の事業者の役割について、障がい者が働く上での配慮を求めすぎると事業者から面倒くさいと思われる部分もあると思う。重くなりすぎないようにしてほしい。	(意見のため省略)
10	条例の施行後に岡崎市が積極的に施策を進めてもらえるかが重要。手話通訳派遣などにおいても以前と比べてトラブルが多く、改善していったほしいという気持ちがある。	(意見のため省略)
11	第1回目のヒアリングで要望した合理的配慮の部分が条文の素案に載っていないで残念。 高齢の聴覚障がい者はデイサービスに行っても居場所が無くて辞退している方が多い。豊川市には「笑おう舎」という聴覚障がい者のためのデイサービスがあり、岡崎市の方もそこに通っている状態。 岡崎市でもそういった施設を作ってほしい。 また、現在障がい福祉課はコミュニケーション条例を作ることに集中しているようだが、手話言語のパンフレットも作成してほしい。	(意見のため省略)
12	難聴中途失聴者は外見的には健常者と変わらず、能力を高くみられる傾向にあるが、実際は周囲の話が全く分からず適応できないことが多い。まさにコミュニケーションの障がいであり、人が離れていき、激しい精神的な落ち込みに繋がる。 多くの市民にコミュニケーションをしっかりとってもらいたい、そのためにパンフレットなどでの啓発が重要と考える。	(意見のため省略)
13	条例名に「意思疎通」という用語を入れてほしい。 手と心でつなぐ手話言語条例のような名称が良い。	(意見のため省略)
15	障がい者コミュニケーション条例に今後外国人など様々な人々のコミュニケーション手段が加わった条例発展する可能性があるのか。 また、個別に制定する予定があるのか。 条例名に障がい者と入れられることで、逆に区別されているような違和感を感じるし、今後、外国人などを対象に加える場合には、コミュニケーションより意思疎通の方が良いのではないか。	今回の条例に他の多様性などの対象を加えることは想定していない。 また、個別に制定する動きがあるとは聞いていない。

17	コミュニケーションという言葉は日本語でどのように訳されると理解すべきか。	全くイコールではないが、「意思疎通」という言葉に置き換えるのは可能と考える。
14	条例名はできるだけシンプルでパッと見て何の条例かわかる方が良い。	(意見のため省略)
18	コミュニケーションという言葉は既にほとんど日本語になっており、実際の対象者は障がい者なので、障がい者コミュニケーションと特化した方がシンプルで市民の方々にもわかりやすく、長々とした名称にする必要は無いのではないか。 「岡崎市手と心でつなぐ手話言語条例」も実際はほとんど手話言語条例と呼ばれている。また、若い世代には意思疎通よりコミュニケーションの方が入りやすいのではないか。	(意見のため省略)
19	手話言語条例は「手と心でつなぐ手話言語条例」であるのに対して、コミュニケーション条例は条例名も条文も味気ない。もう少し岡崎市なりのオリジナリティや特徴を出してほしい。	(意見のため省略)